資料：２

## 第3次古賀市男女共同参画計画　計画の体系（案）

| 基本理念 | 目標 | 基本目標 | 基本方向 | 基本施策 |
|---|---|---|---|---|
| 人権の確立と両性の平等 | 男女共同参画社会の確立 | Ⅰ 男女平等意識の向上（条例の基本理念2,6） | 1.男女平等意識の形成 | (1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発<br>(2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進 |
| | | | 2.男女平等教育の促進、充実 | (1) 学校教育における男女平等教育の推進<br>(2) 社会教育における男女平等教育の促進<br>(3) 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上 |
| | | Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現（条例の基本理念1,2,3,7） | 1.政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | (1) 審議会、協議会等における女性の参画拡大<br>(2) 自治組織及び各種市民団体における女性の参画の拡大<br>(3) 古賀市における女性職員の活躍の推進にむけた特定事業主行動計画の推進 |
| | | | 2.就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進 | (1) 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進<br>(2) 女性のニーズに応じた活躍の促進<br>(3) 農業における男女共同参画の促進 |
| | | | 3.家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進 | (1) 家庭生活における男女共同参画の促進<br>(2) 地域活動等における男女共同参画の促進 |
| | | | 4.国際的視野に立った男女共同参画の推進 | (1) 男女共同参画に関する国際理解の促進 |
| | | Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備（条例の基本理念2,4,5） | 1.ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援 | (1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援<br>(2) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進<br>(3) ひとり親家庭の自立に対する支援<br>(4) 豊かな高齢期を送るための支援<br>(5) 誰もが安心して暮らせるための支援 |
| | | | 2.生涯を通じた健康管理への支援 | (1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進<br>(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進 |
| | | Ⅳ **あらゆる暴力の根絶**（条例の基本理念1） | 1.あらゆる暴力の根絶と被害者支援 | (1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組<br>(2) **セクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止** |
| | | 計画の推進 | (1)庁内推進体制の機能強化<br>(2)市民団体等との共働及び事業所との連携<br>(3)計画の見直し<br>(4)制度に対する苦情の申し出<br>(5)古賀市男女共同参画に関する推進体制 | |

## 第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画　計画の体系

| 基本理念 | 目標 | 基本目標 | 基本方向 | 基本施策（基本計画） |
|---|---|---|---|---|
| 人権の確立と両性の平等 | 男女共同参画社会の確立 | Ⅰ 男女平等意識の向上 | 1 男女平等意識の形成 | （1）固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発<br>（2）情報媒体における男女平等意識の啓発推進 |
| | | | 2 男女平等教育の促進、充実 | （1）学校教育における男女平等教育の推進<br>（2）社会教育における男女平等教育の促進<br>（3）教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上 |
| | | Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現 | 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | （1）審議会、協議会等における女性の参画拡大<br>（2）自治組織及び各種市民団体における女性の参画の拡大<br>（3）古賀市における女性職員の活躍の推進にむけた特定事業主行動計画の推進 |
| | | | 2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進 | （1）事業所における男女共同参画と女性活躍の促進<br>（2）女性のニーズに応じた活躍の促進<br>（3）農業における男女共同参画の促進 |
| | | | 3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進 | （1）家庭生活における男女共同参画の促進<br>（2）地域活動等における男女共同参画の促進 |
| | | | 4 国際的視野に立った男女共同参画の推進 | （1）男女共同参画に関する国際理解の促進 |
| | | Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備 | 1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援 | （1）職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援<br>（2）ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進<br>（3）ひとり親家庭の自立に対する支援<br>（4）豊かな高齢期を送るための支援<br>（5）誰もが安心して暮らせるための支援 |
| | | | 2 生涯を通じた健康管理への支援 | （1）生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進<br>（2）リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進 |
| | | Ⅳ 女性への暴力根絶 | 1 女性への暴力根絶と被害者支援 | （1）配偶者等からの暴力根絶に向けた取組<br>（2）セクハラ・パワハラ等への暴力根絶 |
| | | 計画の推進 | | （1）庁内推進体制の機能強化<br>（2）市民・企業・関係団体等との連携<br>（3）計画の見直し<br>（4）制度に対する苦情の申し出 |